

令和2年第5回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年5月7日 開会

令和2年5月7日 閉会

令和2年第5回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月7日（木）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和2年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について
（4）農用地利用配分計画（案）に関する意見について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 ただいまから令和2年第5回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和2年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和2年5月7日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長 日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入らせていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長 これより令和2年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号6番齊藤委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号13番藤田委員、議席番号14番今関委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の4ページ及び5ページを御覧ください。

通知があった件数は7件でございます。

内訳といたしましては、農地法による賃貸借が3件、使用貸借が2件及び基盤強化法による賃貸借2件でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。
引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の1について説明いたします。

この申請は、売買による所有権の移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営の拡大を、譲渡人においては農業経営の縮小です。譲受人は隣接するところに農地がありまして、作業性などを考えて取得することを決めたそうでございます。この農地は以前、農業委員会へ地目変更が求められた農地でありまして、現地確認の結果、却下されたところでございます。

今後は、譲受人は人参、スイカを作付していきたいということですのでよろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員からの補足説明等を求めます。

高野委員

議席番号10番高野です。

この件に対して権利者につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可申請の全てを満たしておりますので、よろしく御協議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議な

い方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。

第2号について説明をさせていただきます。

これは、所有権の移転の贈与でございます。譲受人が自分の耕作地に近い為、また、譲渡人が市外に居住し、農業に従事できない為。この関係は姉弟です。

どうかよろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号9番小川委員から補足説明等を求めます。

小川委員 議席番号9番の小川でございます。

ただいま推進委員から説明があつたとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号3について地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の3について説明いたします。

この申請は売買による所有権の移転です。

申請理由は、譲受人においては農業経営の拡大を、譲渡人においては遠方の為、なかなか管理ができないということで譲りたいということでございます。

現地を確認したところ、現在はちょっと荒れておりますが、譲受人は、今後整備をして植木を植えたいということで、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員からの補足説明等を求めます。

高野委員 議席番号10番高野です。

今、小川推進委員のほうから説明がありましたけれども、これ、面積的にはすごい面積なんですけど、この土地は私の家の近くで、持ち主が20年ぐらい前に亡くなって、兄弟がそれを相続していたんですが、耕作できないということで。譲受人は先ほど小川推進委員が言いましたが植木屋で、その亡くなった人はこの植木屋に勤めていたので、植木屋も多少畑を今、使っているわけです。植木を植えてあって、うちで仕事をしてもらっていた人だから仕方ないから買ったということでもあります。

権利者につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可申請の全てを満たしておりますので、よろしく願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川でございます。
事務局から説明がありましたとおりですけれども、この土地の環境は、周りがもう既に住宅が建っております。地元だからよく分かるんですけれども、もうこれは転用申請が出てきたら仕方がないというような土地でございます。畑にはならないと思います。よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の古谷委員から報告を求めます。

古谷委員

議席番号11番古谷です。
今、小川推進委員からありましたけれども、本件は第一種

農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件ですが、しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしく申し上げます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人別明細の番号1から番号17について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画設定等個人別明細、番号1から番号6について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、番号1について、地区担当推進委員の廣口委員から説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。
番号1について御説明申し上げます。
番号1は、変更であります。今まで父親のみの経営でしたが、息子も加わり親子での申請であります。
内容につきましては、施設野菜でイチゴを経営しており、これからも品質の向上、収量アップを目指しております。また、水稻もやっております。
以上であります。慎重審議をお願いします。

議長 次に、番号2についてですが、地区担当推進委員が欠席で

すので、当該地域の農業委員、議席番号2番、小山委員からの説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

番号2番について御説明いたします。

2番は、更新でございます。本人及び両親の3人で施設野菜のニラを作っております。今年に入りまして、外国人実習生2名を雇用しまして、ハウスを増反し、経営面積の拡大を図るとともに、機械化による規模拡大を目指しております。

よろしく願いをいたします。

議長

次に、番号3について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員

申請地区担当推進委員の佐瀬です。

番号3について説明いたします。

更新です。主要作物は人参、水稻。今後は、両親の高齢化に伴い、機械を導入、雇用を確保し、作業の省力化を図りながら規模を拡大する予定です。

よろしく願いいたします。

議長

次に、番号4について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

4番について説明いたします。

変更でございます。今まで奥さんと2人で頑張っておりましたが、今年から三男が就農されたということで、ほうれん草の作付を増やすとともに、農地を借り入れて人参の作付面積も増やしていきたいとっておりました。

よろしく願いいたします。

議長

次に、番号5について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号5について説明します。

更新です。主に露地野菜を栽培しており、里芋、小松菜、人参等です。有機無農薬野菜を中心に作って、さんぶ野菜ネットワークに出荷しております。今後も露地のほうを拡大していくと言っておりました。

よろしく申し上げます。

議長

次に、番号6について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。

議案5号の番号6について説明します。

この申請は新規です。申請人の主要作物は水稻です。本人、奥さん、母親の3人での営農です。

申請人は、就農3年目で地区の若い担い手として期待されています。

説明は以上です。

議長

次に、番号7について、地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員

地区担当推進委員の中山です。

7番の方ですが、更新です。酪農ということで、現在は搾乳牛37頭ほどを夫婦2人で経営をなさっております。

これから、経営の効率化、あるいは省略化というところに主眼を置いて取り組んでいきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号8について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

8番について御説明いたします。

変更です。今年より、次男が農業を新規に始めるということについて変更で、水稻と施設をやっております。施設に関しましては、トマト、レタスをメインにやっておりますので、

よろしく願いいたします。

議長

次に、番号9についての説明を求めますが、申請者の居住地が市外であり、耕作している圃場が市内の広範囲である為、事務局から説明をさせていただきます。

事務局

番号9について説明します。

申請人は大網白里市在住の農家であり、昨年11月総会で認定を受けた八街市の方と合同で農業を行っています。主要作物は大和芋、そばの生産をしています。経営面積は八街市で27町歩、山武市で7町歩、山武市においては昨年より富田、白幡地先でそばの生産を始めています。

今後の目標としては、機械化を進め、生産性の向上、コストダウンによる大規模栽培化を図る予定です。

以上です。

議長

地区担当推進委員、農業委員及び事務局からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第5号、番号1から番号9について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。

ここで、前回の総会で御協議いただき、結論に至らず、次回までに考えてきていただくようお願いさせていただきます。

た再生土の埋立て等に係る要望書の取扱いについては、聞くところによりますと、住民代表が市長へ直接要望書を出したということで、委員会としては取り扱わないというふうに結論を出しました。

以上で、その件で決定したいというふうに思います。

そのほかの件について皆様から何か御意見等ありますでしょうか。

◎閉 会
議長

では、ないようでしたら、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、6月5日金曜日、同じくここ、車庫棟、第6会議室を予定しておりますので、御参集のほどよろしくお願いたします。御協力ありがとうございました。